

令和6年度 福島市社会福祉審議会

第5回 地域福祉専門分科会

日 時：令和7年2月28日（金）
午後2時～
場 所：市役所4階 「庁議室」

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

（1）福島市地域福祉計画2026「骨子」について

（2）その他

4 その他

（1）令和7年度 計画策定スケジュール（予定）について

5 閉 会

福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 名簿

No	団体名（推薦団体）等	役職	氏名	備考
1	福島学院大学	教 授	えんどう としみ 遠藤 寿海	
2	福島市民生児童委員会長連絡会	会 長	あべ まさお 安部 正夫	
3	福島市手をつなぐ親の会		すがの みちこ 菅野 美智子	
4	福島市町内会連合会	会 長	さとう まもる 佐藤 守	
5	福島市老人クラブ連合会	会 長	すずき やすお 鈴木 泰雄	
6	福島市地域包括支援センター連絡協議会		たかはし くみこ 高橋 久美子	
7	福島市ボランティア連絡協議会	副会長	たけだ よしこ 武田 淑子	
8	福島商工会議所		たちばな ゆりこ 立花 由里子	
9	福島市学童クラブ連絡協議会	会 長	やまだ かずえ 山田 和江	
10	学生代表（福島学院大学）		さとう まなか 佐藤 愛花	

（敬称略 任期：令和6年4月1日～令和9年3月31日）

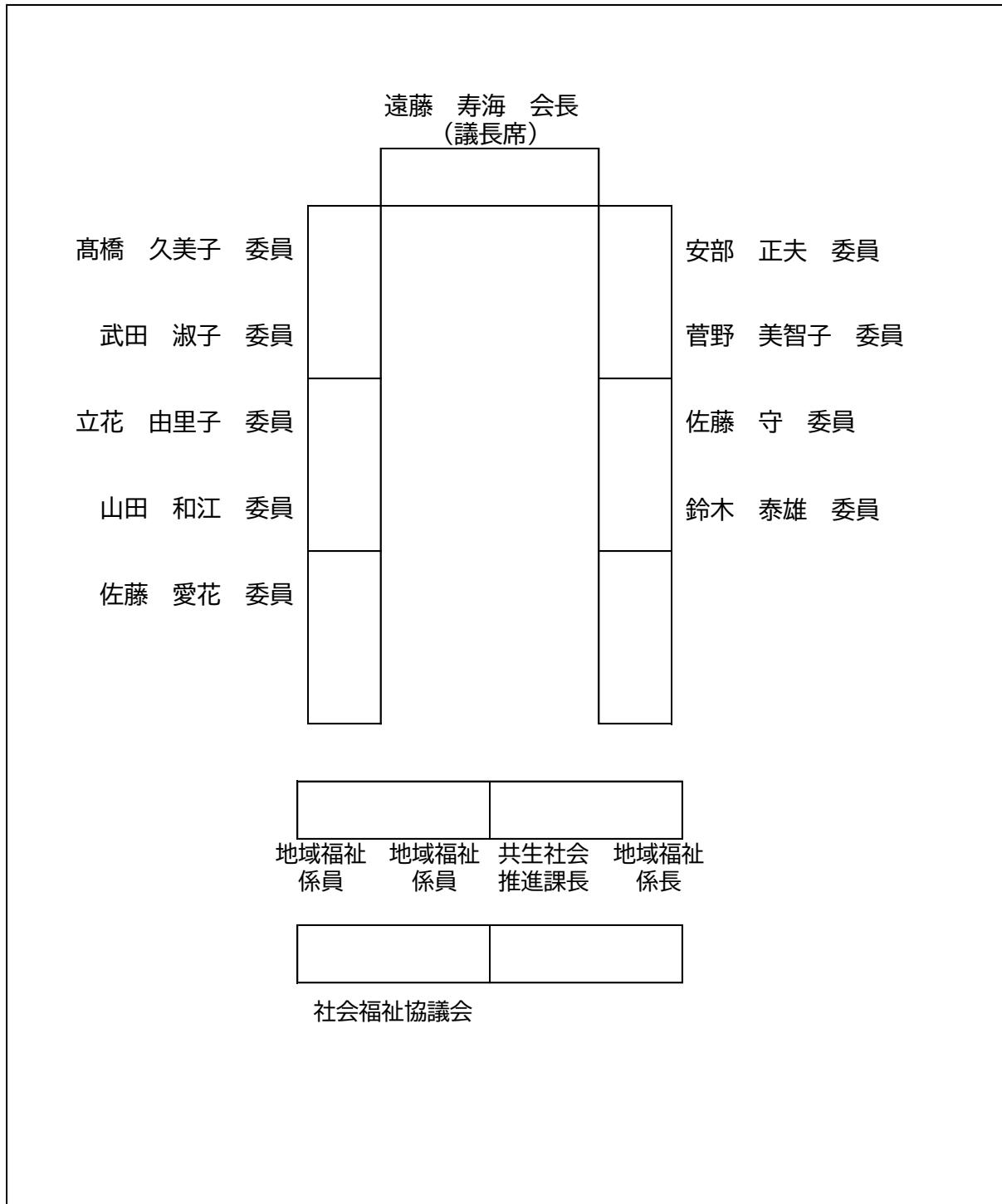
【事務局】

No	部署名	役職	氏名
1	共生社会推進課	課長	中野 貴幸
2		課長補佐兼地域福祉係長	清野 博光
3		地域福祉係 主査	菊池 孝幸
4		地域福祉係 主事	丹治 美優

令和6年度 第5回福島市地域福祉専門分科会 会場配置図

令和7年2月28日（金）

市役所4階「庁議室」



3 協議事項

(1) 福島市地域福祉計画2026「骨子（案）」について

(2) その他

4 その他

(1) 令和7年度 計画策定スケジュール（予定）について

令和7年 6月	第1回 地域福祉専門分科会（素案の協議）
9月	第2回 地域福祉専門分科会（素案の協議）
11月	第3回 地域福祉専門分科会（現計画の年次点検）
12月	パブリックコメント（計画の素案）
令和8年 1月	第4回 地域福祉専門分科会（原案の協議）
2月	第5回 地域福祉専門分科会（原案の協議）
3月	常任委員協議会（原案の報告）

福島市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）

第七条第一項の規定に基づき設置する福島市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第七条第一項に規定する社会福祉に関する事項（同法第十二条第一項に規定する児童福祉に関する事項を含む。）
- (2) 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項各号に掲げる事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項に関する事項
- (4) 前三号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

(任期等)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第四条 法第十条の規定により、審議会に委員長を置くものとする。

- 2 委員長を補佐させるため、審議会に副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して審議会の会議の招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 第三条第三項の規定により臨時委員を置いた場合における前二項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第六条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議等するため、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 障がい者福祉専門分科会
- (3) 地域福祉専門分科会
- (4) 高齢者福祉専門分科会
- (5) 児童福祉専門分科会

- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第二条第一項の規定に基づき委員長が指名する。
- 4 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 5 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員に限る。第七項において同じ。）の互選によりこれを定める。
- 6 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 7 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 8 前条第一項及び第三項から第五項までの規定（民生委員審査専門分科会にあっては、第五項を除く。）は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、同条第一項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同条第三項及び第四項中「委員」とあるのは「専門分科会に属する委員」と、同条第五項中「委員と」とあるのは「専

門分科会に属する委員と」と読み替えるものとする。

- 9 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とすることができます。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。
- 10 障がいのある人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例（令和二年条例第十一号）第十四条第一項に規定する推進委員会の決議は、これをもって障がい者福祉専門分科会の決議とすることができます。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
(福島市子ども・子育て会議条例の廃止)
- 2 福島市子ども・子育て会議条例（平成二十五年条例第三十一号）は、廃止する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和三十一年条例第二十三号）の一部改正（略）
(福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 4 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第三十五号）の一部改正（略）
(福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 5 福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第三十七号）の一部改正（略）

附 則（令和二年三月三一日条例第一一号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

福島市地域福祉計画2026

骨子

福島市 健康福祉部 共生社会推進課

目 次

第1章 計画の策定にあたって		
① 計画策定の趣旨	2
② 計画の位置づけ	2
③ 計画の期間	3
④ 計画の策定方法	3
第2章 本市の現状と課題		
① 福島市地域福祉計画2021「中間評価」から見た現状	4
② 各種統計データから見た現状	5
③ アンケート調査から見た現状	12
④ 現状から見える課題（まとめ）	19
⑤ 各福祉分野の個別計画における共通課題	20
⑥ 「福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」における主な意見	21
第3章 計画の基本的な考え方		
① 基本理念	22
② 地域福祉の推進イメージ	22
③ SDGsの考え方	23
④ 心のバリアフリー	23
⑤ 計画の体系	24
⑥ 計画の進捗管理（年次点検）	25

第1章 計画の策定にあたって

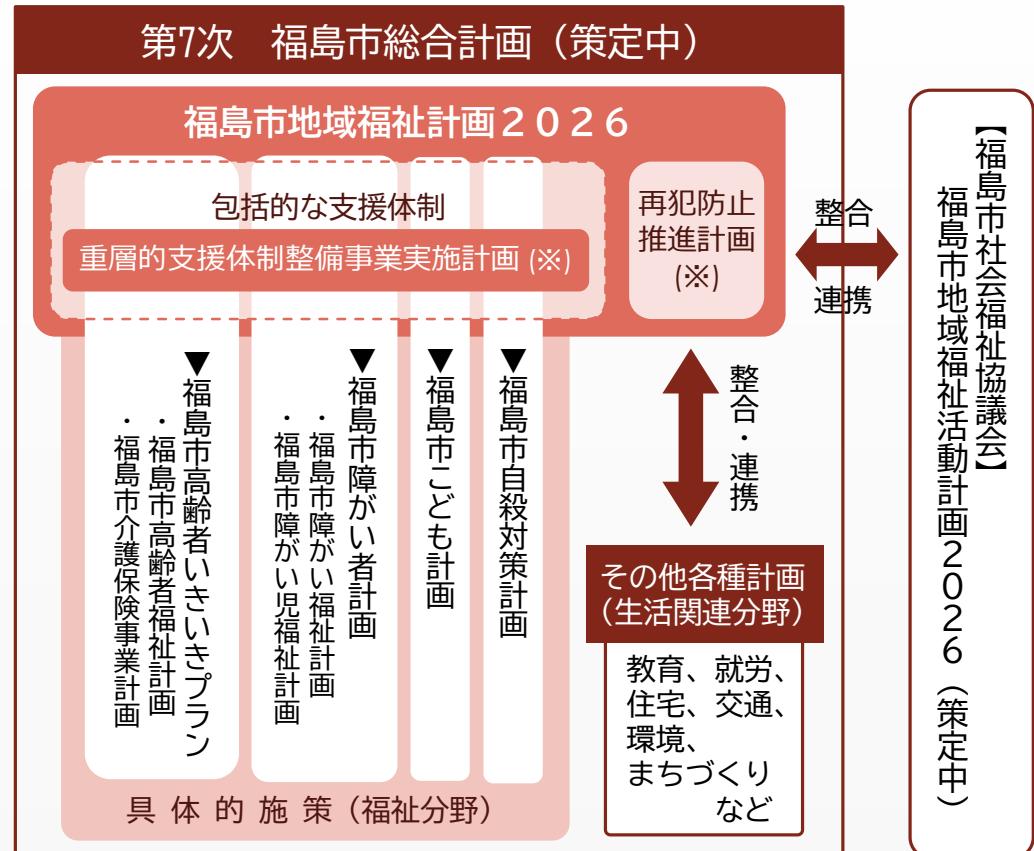
1 計画策定の趣旨

この計画は、社会福祉法の基本理念の一つである地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進を図ることを目的として、同法第107条の規定に基づき策定された法定計画であり、本市の福祉部門における最上位の計画です。

この計画では、高齢者や障がい者、子どもなど、各福祉分野に共通する課題を整理し、重点的に取り組んでいきます。また、“ひきこもり”や“ヤングケアラー”“ダブルケア”“孤独・孤立”などの複合的で複雑な課題にも従来の制度・分野を超えて対応するため、地域住民が主体的に取り組むための環境の整備や、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備、重層的なセーフティネット支援の推進に努め、地域共生社会の一層の推進を目指します。

さらには、福祉・保健・医療の一体的な展開はもとより、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの地域の生活関連分野との連携も図りながら、地域特性を踏まえた取り組みを実施していきます。

2 計画の位置づけ



（※）本計画での一体的な展開を図るため、「重層的支援体制整備事業実施計画」、「再犯防止推進計画」を本計画に包含して策定します。

第1章 計画の策定にあたって

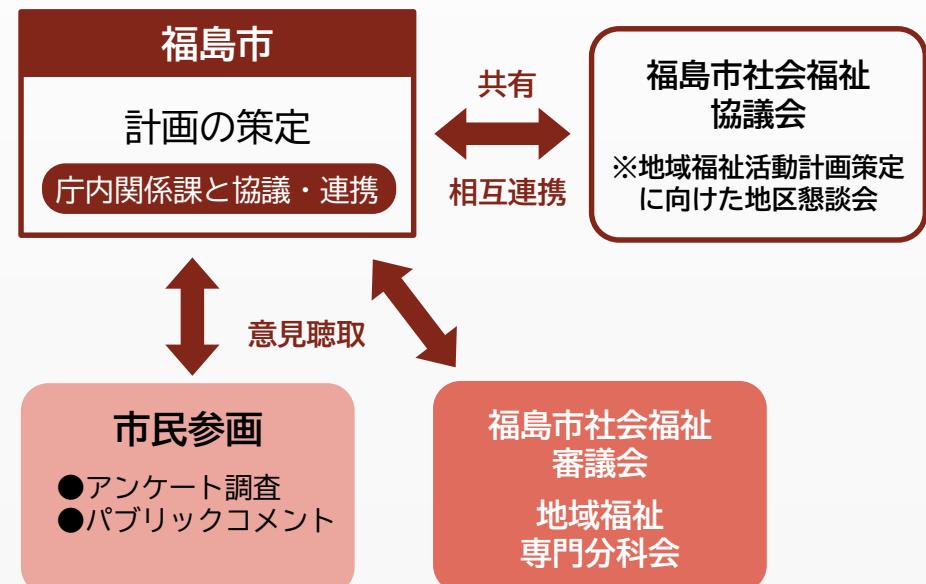
3 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「第7次福島市総合計画」のまちづくりの視点との整合を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

計画の名称	計画期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
福島市総合計画	R8～R12	第6次		第7次				
福島市地域福祉計画	R8～R12	2021		2026				
福島市高齢者いきいき プラン	R6～R8	2024						
福島市障がい者計画	R6～R10		第3次					
福島市障がい福祉計画	R6～R8	第7期						
福島市障がい児福祉計画	R6～R8	第3期						
福島市こども計画	R7～R11		2025					
福島市自殺対策計画	R6～10		第2次					

4 計画の策定方法

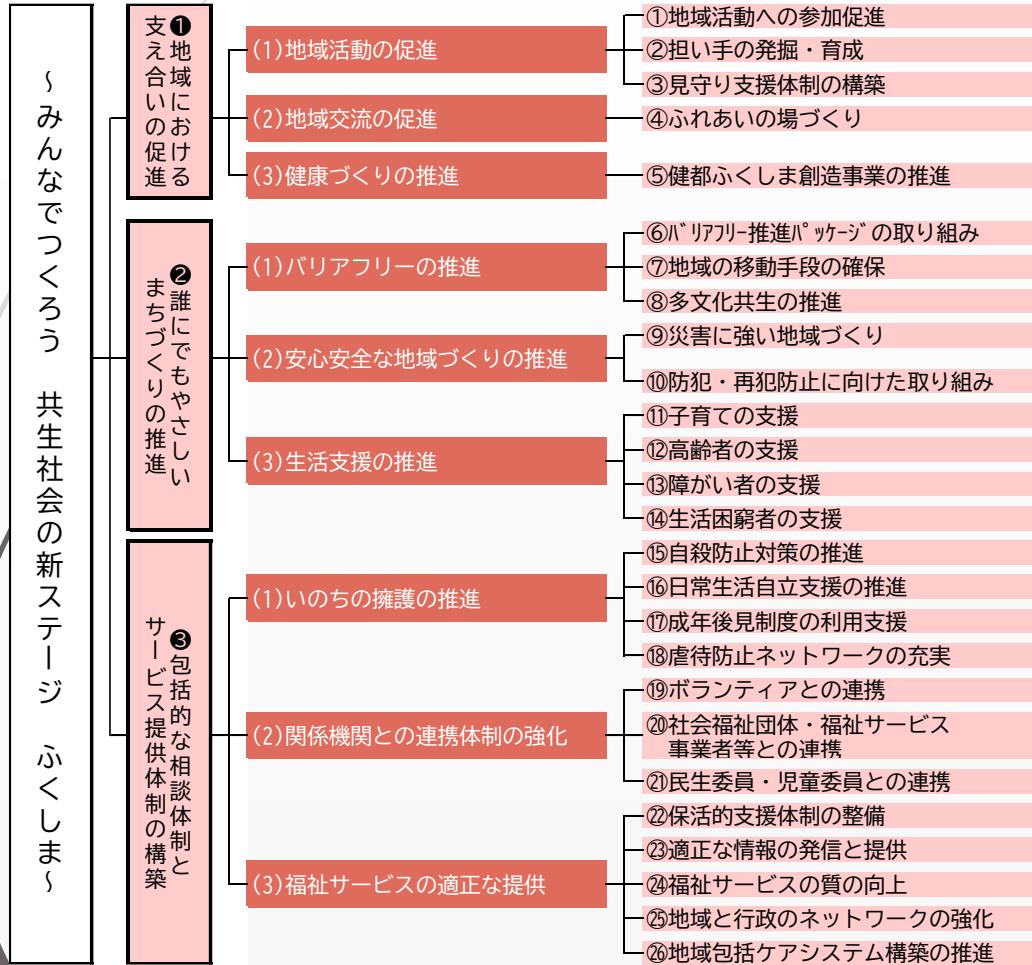
計画の策定にあたっては、市民を対象としたアンケート調査を実施するとともに、学識経験者・関係団体の代表者等で組織する「福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」での審議やパブリックコメントの実施などにより、地域福祉の状況や課題の把握、意見の反映に努めます。



第2章 本市の現状と課題

1

福島市地域福祉計画2021「中間評価」から見た現状（令和6年度実施）



「急激な社会変化への適応が必要」



新型コロナによる生活様式の変化、急速なデジタル化の推進、個人の価値観の多様化の尊重などが進み、人と人との交流に関する施策において、C・D評価が多く見られました。

達成率	評価区分	割合 (%)
達成率 100%	A	53.5
80% ≤ 達成率 < 100%	B	18.6
60% ≤ 達成率 < 80%	C	16.3
達成率 < 60%	D	11.6

※《計算方法》評価年度実績値(令和5年度) ÷ 中間値 × 100%

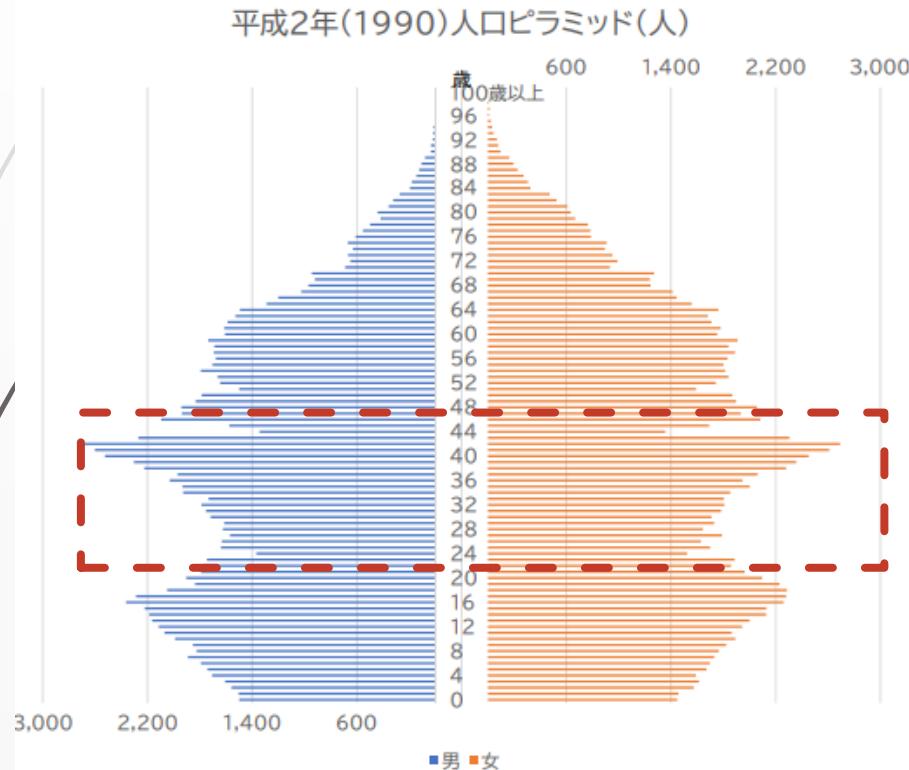
【評価の結果】

上記評価区分において、A・B評価となった施策が7割を超えたことは一定の評価に値する一方で、C・D評価の大半が利用者数や拠点数など定量的な評価指標を用いた施策であった。

第2章 本市の現状と課題

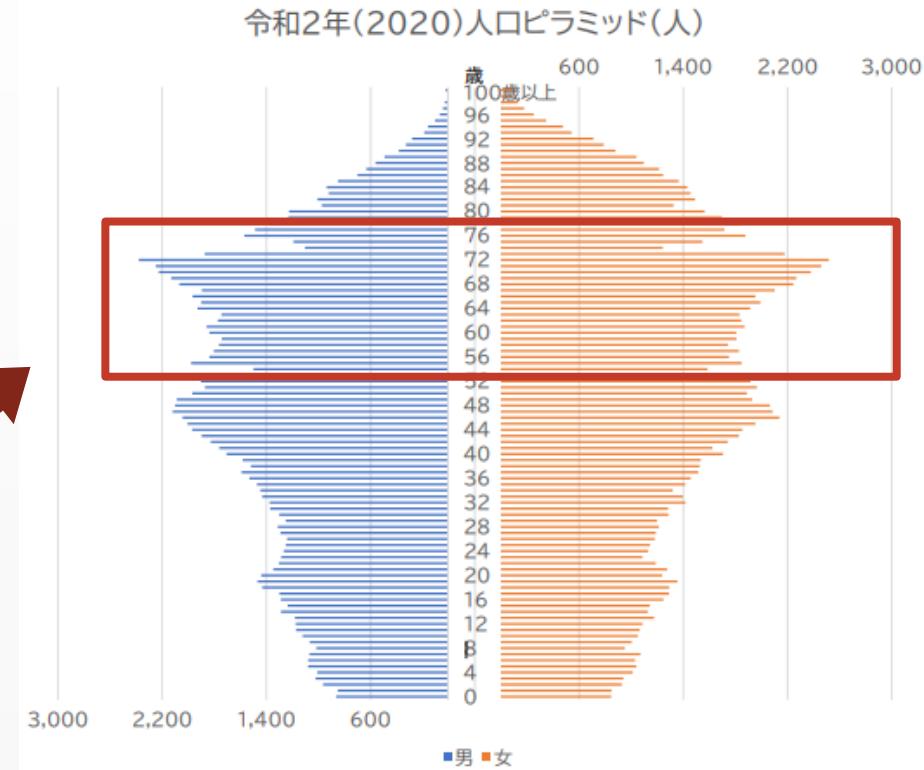
2 各種統計データから見た現状

(1) 人口ピラミッド



「高齢者割合の増加」

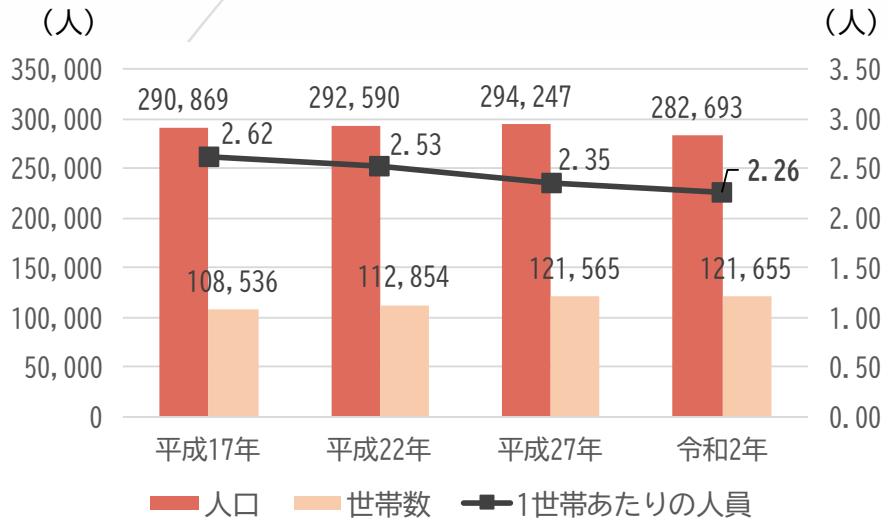
人口のボリュームゾーンが、平成2年は現役世代にあったものが、30年後の令和2年には少子化の影響も相まって高齢者層に遷移しています。



資料：福島市統計書（国勢調査）

第2章 本市の現状と課題

(2)世帯等の状況



年度	人口	世帯数	1世帯あたりの人員
平成17年	290,869	108,536	2.62
平成22年	292,590	112,854	2.53
平成27年	294,247	121,565	2.35
令和2年	282,693	121,655	2.26

「単身世帯の増加」

1世帯あたりの人員が、令和2年度は平均で2.26人と年々減少傾向にあります。また、各世帯構成に対する割合も「単身世帯」が36.7%と3分の1以上の割合を占めています。

※今後、国も令和32年まで上昇を続け、44.3%に達すると推計しているため、本市も同様の傾向になるものと推測されます。

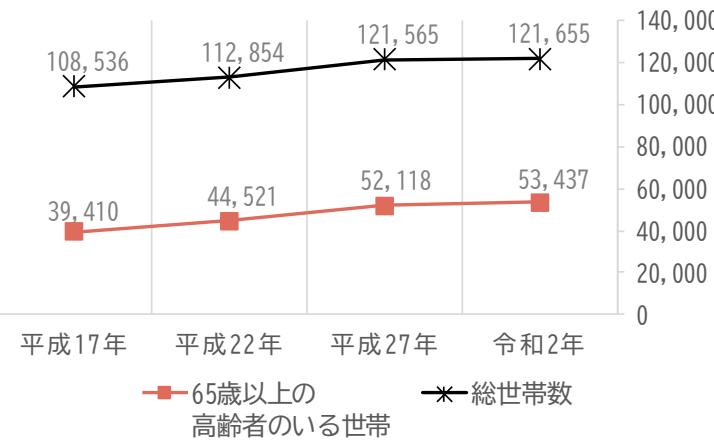
年度	単身	2人	3人	4人	5人以上	世帯数計
平成17年	30,680	28,418	20,655	16,589	12,194	108,536
	28.3%	26.2%	19.0%	15.3%	11.2%	100.0%
平成22年	34,258	30,161	21,049	16,404	10,982	112,854
	30.4%	26.7%	18.7%	14.5%	9.7%	100.0%
平成27年	42,374	33,324	21,264	15,004	9,599	121,565
	34.9%	27.4%	17.5%	12.3%	7.9%	100.0%
令和2年	44,664	34,440	20,759	13,834	7,958	121,655
	36.7%	28.3%	17.1%	11.4%	6.5%	100.0%

資料：福島市統計書（国勢調査）



第2章 本市の現状と課題

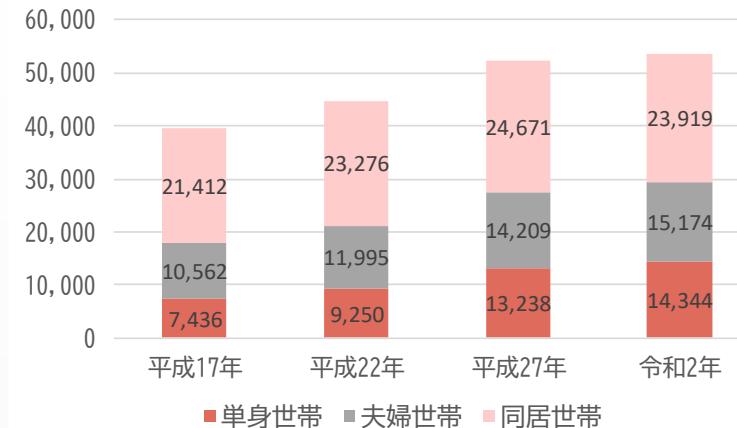
(3)高齢者世帯の状況



年度	総世帯数	65歳以上の高齢者いる世帯
平成17年	108,536	39,410 36.3%
平成22年	112,854	44,521 39.5%
平成27年	121,565	52,118 42.9%
令和2年	121,655	53,437 43.9%

「高齢者単身世帯の増加」

総世帯数に占める「65歳以上の高齢者のいる世帯」の割合は、令和2年度で43.9%と、この15年で最も高く、そのうち「単身世帯」に関しては平成17年度から比べると約2倍に増加しています。



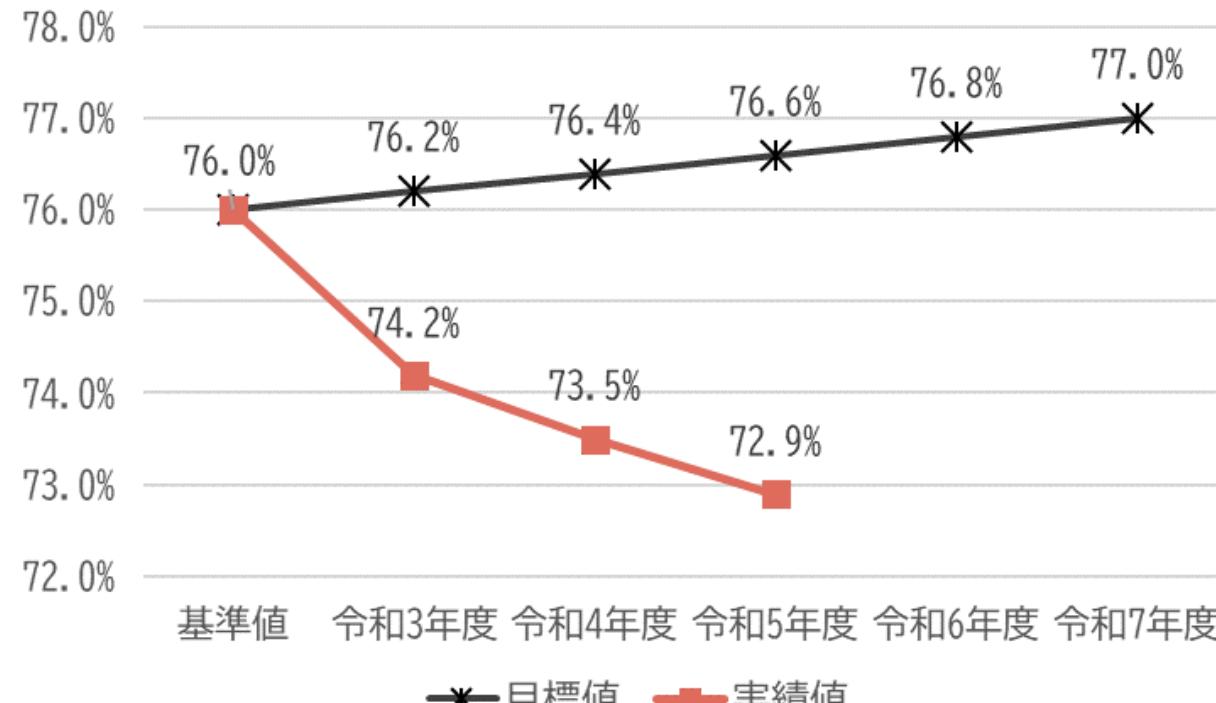
※65歳以上の高齢者がいる世帯の内

年度	同居世帯	夫婦世帯	単身世帯
平成17年	21,412 54.3%	10,562 26.8%	7,436 18.9%
平成22年	23,276 52.3%	11,995 26.9%	9,250 20.8%
平成27年	24,671 47.3%	14,209 27.3%	13,238 25.4%
令和2年	23,919 44.8%	15,174 28.4%	14,344 26.8%

資料：福島市統計書（国勢調査）

第2章 本市の現状と課題

(4) 町内会加入世帯の割合



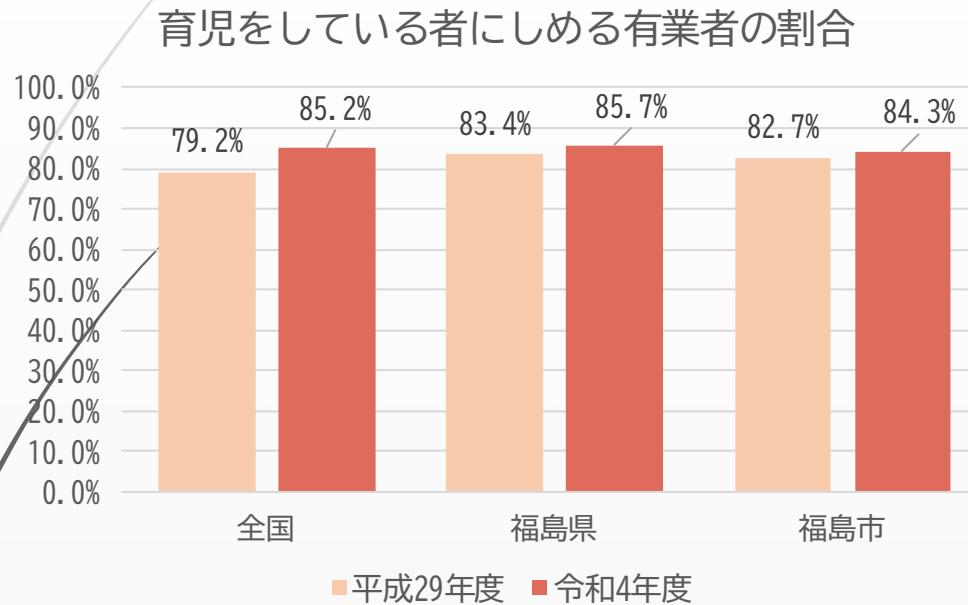
「町内会加入世帯の減少」

町内会の運営や役員としての負担が大きいこと、町内会活動の役割と重要性が認識されていないことなどにより、若年層の加入が進んでおらず、年々加入率が低下しています。



第2章 本市の現状と課題

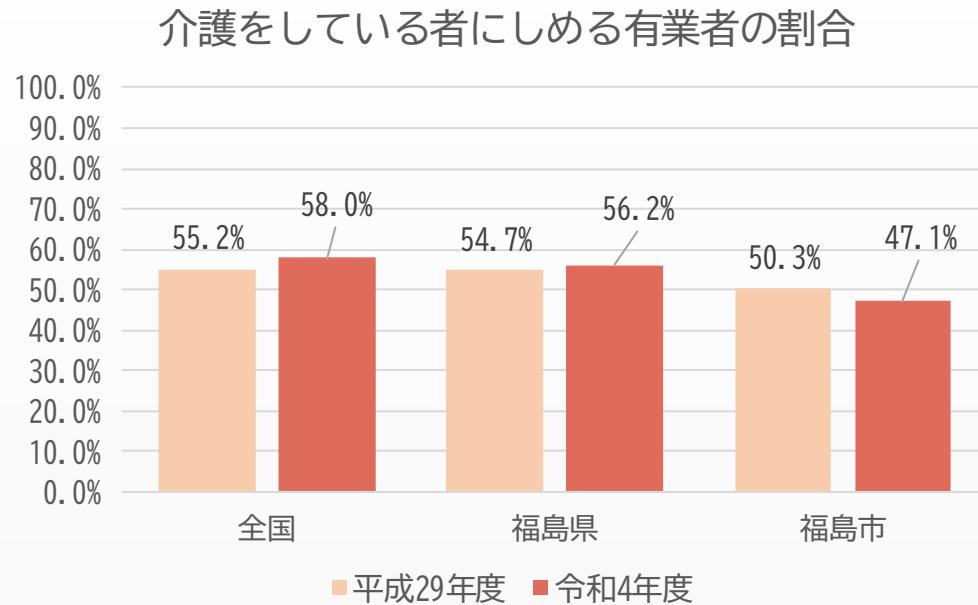
(5)育児有業者・介護有業者



年度	平成29年度	令和4年度
全国	79.2%	85.2%
福島県	83.4%	85.7%
福島市	82.7%	84.3%

「介護有業者の減」
POINT

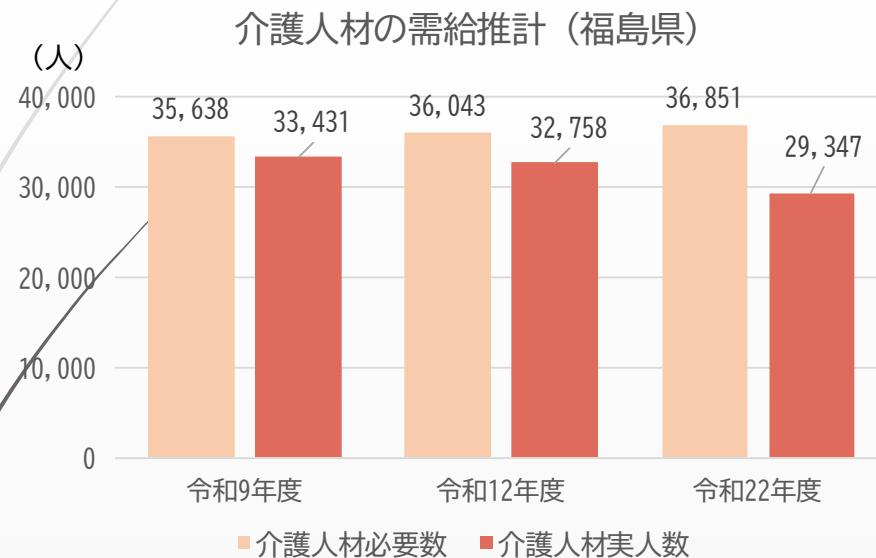
育児中の有業者の割合は増加している一方で、介護中の有業者の割合は減少しており、家族負担や家計負担の増加が推察されます。



年度	平成29年度	令和4年度
全国	55.2%	58.0%
福島県	54.7%	56.2%
福島市	50.3%	47.1%

第2章 本市の現状と課題

(6)福祉人材の推移

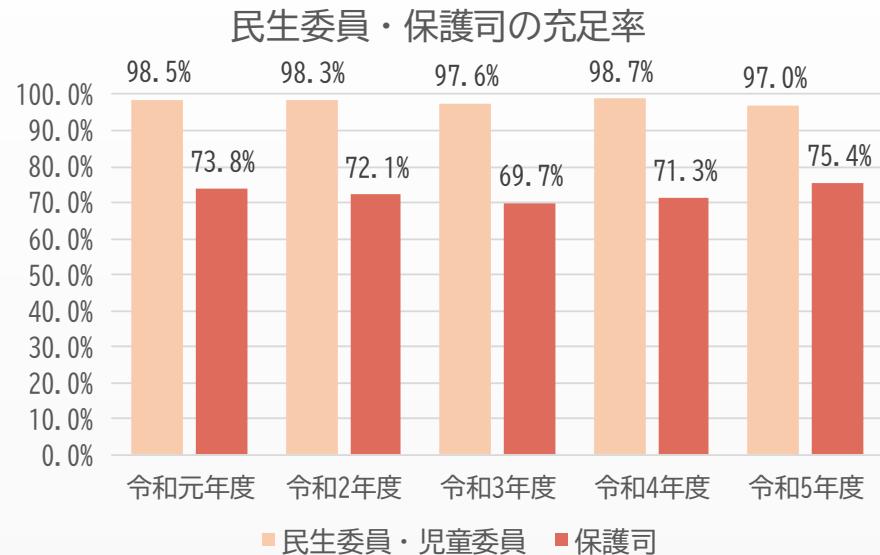


年度	介護人材必要数	介護人材実人数	人材不足
令和9年度	35,638	33,431	2,207
令和12年度	36,043	32,758	3,285
令和22年度	36,851	29,347	7,504

資料：ふくしま高齢者すこやかプラン

「福祉人材の不足」

介護人材については、県の推計で令和22年度に7,504人の人材不足が生じるとされ、ボランティア人材（民生委員・保護司）についても、毎年、欠員が生じています。その他、各福祉施設・事業所でサービスを提供する福祉人材（職員）についても、不足状態が確認されています。



年度	民生委員・児童委員	保護司
令和元年度	98.5%	73.8%
令和2年度	98.3%	72.1%
令和3年度	97.6%	69.7%
令和4年度	98.7%	71.3%
令和5年度	97.0%	75.4%

資料：福島県統計データ（抜粋）、福島市統計書（国勢調査）

第2章 本市の現状と課題

(7) 保健医療人材の推移（医師数）

地域		医師数					人口10万対医師数				
全国		平成26年	平成28年	平成30年	令和2年	令和4年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年	令和4年
うち 診療 4科	小児科	16,758	16,937	17,321	18,003	17,781	13.2	13.3	13.7	14.3	14.2
	産婦人科	11,085	11,349	11,332	11,686	11,833	8.7	8.9	9.0	9.3	9.5
	麻酔科	8,625	9,162	9,661	10,283	10,350	6.8	7.2	7.6	8.2	8.3
	救急科	3,011	3,244	3,590	3,953	3,913	2.4	2.6	2.8	3.1	3.1
福島県		3,653	3,720	3,819	3,892	3,914	188.8	195.7	204.9	212.3	218.7
うち 診療 4科	全国順位						43位	42位	41位	42位	42位
	小児科	207	215	221	215	222	10.7	11.3	11.9	11.7	12.4
	全国順位						43位	41位	40位	42位	40位
	産婦人科	126	122	128	137	126	6.5	6.4	6.9	7.5	7.0
	全国順位						46位	46位	45位	43位	46位
	麻酔科	90	102	108	107	107	4.7	5.4	5.8	5.8	6.0
	全国順位						41位	39位	37位	39位	41位
	救急科	29	29	34	35	38	1.5	1.5	1.8	1.9	2.1
医療 圏別	全国順位						35位	42位	40位	43位	42位
	県北	1,268	1,295	1,331	1,363	1,374	266.1	265.6	277.7	292.6	300.9
	うち 診療 4科	小児科	75	75	82	86	87	15.7	15.4	17.1	18.5
	産婦人科	50	48	49	53	51	10.5	9.8	10.2	11.4	11.2
	麻酔科	30	38	41	42	44	6.3	7.8	8.6	9.0	9.6
	救急科	12	13	17	15	13	2.5	2.7	3.5	3.2	2.8
	県中	988	1,020	1,048	1,066	1,042	185.7	189.9	197.8	205.2	204.1
	いわき	561	561	573	575	596	172.0	161.0	167.1	172.7	183.0
	他	836	844	867	888	902					

「保健医療人材の不足」

県北医療圏では、「人口10万対医師数」が県内で唯一、全国平均を上回っていますが、これは福島県立医科大学の医師を含めて算出しているため、それを除くと全国平均を下回ることになります。その他、助産師、看護師等の看護職員も、今後大幅に不足するものと推計されています。



第2章 本市の現状と課題

3 アンケート調査から見た現状

【調査の目的】

福島市地域福祉計画2026策定に向け、地域やその地域に居住する住民の生活課題を的確に把握し、地域ごとの多様なニーズを計画に反映することを目的に実施しました。

【調査設計・回収結果】

調査対象	令和6年9月末日時点の市内在住の18歳以上の男女 2,500人
抽出方法	年齢別按分による無作為抽出
配布・回収方法	【配布】調査票による郵送 【回収】① 調査票の郵送回答 ② インターネット回答（専用フォーム）
調査期間	令和6年10月30日～11月20日
送付件数	2,500件 ※1
回収件数	966件（郵送：711件、インターネット：255件） ※2
回収率	38.6%

※1 過去のアンケート調査結果から、年代別の回収想定率を設定し、発送数を調整しています。

※2 上記発送調整の結果、本市の年代構成とほぼ同様の回収結果が得られています。

第2章 本市の現状と課題

(1) 人との「つながり」について

【問】近所の人とどの程度お付き合いがありますか。

選択肢	回答者	構成比
家を行き来するなど親しい関係	112	11.6%
立ち話やあいさつを交わす程度	608	62.9%
顔を知っているが、声をかけることはほとんどない	133	13.8%
ご近所付き合いはしていない	107	11.1%
無回答	6	0.6%
合計	966	100.0%

【問】地域の催しや行事、活動などに参加していますか。

選択肢	回答者	構成比
よく参加している	121	12.5%
たまに参加している	263	27.2%
あまり参加していない	240	24.9%
全く参加していない	331	34.3%
無回答	11	1.1%
合計	966	100.0%

「つながりの希薄化」

近所の人とのお付き合いが「立ち話やあいさつを交わす程度」であったり、地域活動への参加についても「(全く・あまり) 参加していない」方の割合が多くなっています。

1

62.9% ※注①

11.6%

13.8%

11.1%

0.6%

※注①：「立ち話やあいさつを交わす程度」の内、75歳以上の高齢者の人数が最も多くなっています。

※注②：家族構成別では、単身世帯が29%と、付き合いのない割合が高くなっています。

※注③：単身世帯の64%の方が「(全く・あまり) 参加していない」と回答しています。

1

34.3%] ※注③

12.5%

27.2%

24.9%

34.3%

1.1%

第2章 本市の現状と課題

(2) 地域での支え合い・助け合いについて

【問】地域でのボランティア活動に参加していますか。

選択肢	回答者	構成比
よく参加している	50	5.2%
たまに参加している	125	12.9%
あまり参加していない	159	16.5%
全く参加していない	613	63.4%
無回答	19	2.0%
合計	966	100.0%

【問】地域の人に支えられた（助けられた）と感じたことはありますか。

選択肢	回答者	構成比
ある	400	41.4%
ない	304	31.5%
助けを必要としていない	52	5.4%
わからない	193	20.0%
無回答	17	1.7%
合計	966	100.0%

「支え合い機能の低下」



地域の人に支えられた経験が「ある」と答えた方は半数を下回り、ボランティア活動にも「（全く・あまり）参加していない」方の割合が多くなっています。



【問】地域の人に支えられた（助けられた）と感じたことはありますか。

】※注

※注：70歳以上高齢者の方の内「（全く・あまり）参加していない」と答えた方が69%となっています。



第2章 本市の現状と課題

(3)情報収集の方法について

【問】市政情報を収集する際にインターネットやSNS等のデジタルサービスを利用していますか。

選択肢	回答者	構成比
よく利用する	124	12.8%
ときどき利用している	317	32.8%
ほとんど利用していない	212	22.0%
全く利用していない	304	31.5%
無回答	9	0.9%
合計	966	100.0%

【問】「利用していない」主な理由はなんですか。 (※3つまで選択可)

選択肢	回答者	構成比
どのように使えばよいかわからないから	242	31.0%
以前使おうとした、もしくは使ってみたことがあるが、うまく使えなかつたから	50	6.4%
どこで、どんなデジタルサービスを購入・契約すればよいかわからないから	86	11.0%
個人情報の漏洩や詐欺被害など、トラブルに遭うのではないかと不安だから	98	12.6%
購入や利用にかかる料金が高いと感じるから	35	4.5%
自分の生活には必要ないと思っているから	110	14.1%
必要があれば家族に任せればよいと思っているから	99	12.7%
身近に携帯電話店や家電量販店など、デジタル端末を購入できる場所がないから	3	0.4%
その他	57	7.3%
合計	780	100.0%

「情報リテラシー※の格差」

市政情報の収集にデジタルサービスを「(ほとんど・全く)利用していない」方が半数以上を占めており、その理由に「どのように使えばよいかわからない」「自分の生活には必要ない」方の割合が多くなっています。

※「情報リテラシー」：情報活用能力

】※注

※注：「(ほとんど・全く)利用していない」方の内、70歳以上高齢者が、40%となっています。

第2章 本市の現状と課題

(4)孤立・孤独について

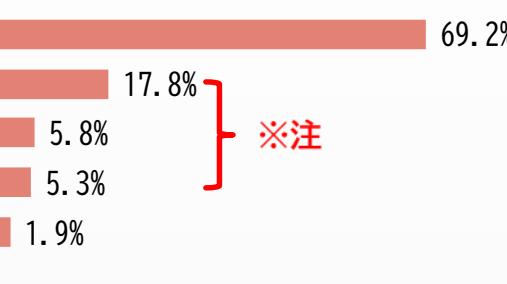
【問】あなたは「孤独」だと感じることはありますか。

選択肢	回答者	構成比
ない	669	69.2%
たまにある	172	17.8%
ときどきある	56	5.8%
しばしばある・常にある	51	5.3%
無回答	18	1.9%
合計	966	100.0%

「孤独感の上昇」



孤独感が「ない」方が多い反面、約3割の方が孤独を感じており、コロナ禍を経て人と直接会うコミュニケーションの頻度も減少傾向にあります。



※注：単身世帯が増加している中で、孤独感が「ある」と答えた方の家族構成別では、単身世帯で5割超の方が孤独感を感じています。また、全世代においても孤独感を感じている方が平均的に存在しています。

【問】新型コロナウイルス感染症が始まった2020年3月頃より前(コロナ禍前)と比べて、現在は他者とのコミュニケーションにどのような変化がありますか。

①人と直接会ってコミュニケーションをとること

選択肢	回答者	構成比
増えた	117	12.1%
変わらない	537	55.6%
減った	276	28.6%
無回答	36	3.7%
合計	966	100.0%



②人と直接会わずにコミュニケーションをとること

選択肢	回答者	構成比
増えた	172	17.8%
変わらない	631	65.3%
減った	112	11.6%
無回答	51	5.3%
合計	966	100.0%

第2章 本市の現状と課題

(5)防犯・再犯防止について

【問】福島市が犯罪のない(少ない)安全で安心な暮らしやすい街だと感じますか。



【問】非行や犯罪の防止、非行や犯罪をした人の立ち直りや見守り、声かけなどに協力したいと思いますか。



「防犯・再犯防止への理解」



安全で安心な暮らしやすい街と「感じる」方が多い一方で、防犯・再犯防止への協力に関しては、「思わない」「わからない」方の割合が多くなっています。



第2章 本市の現状と課題

(6)その他

【問】今後の地域社会において、あなたが特に重視する事項は何ですか。（※3つまで選択可）



「福祉サービスの充実」



「健やかで安心して暮らせる地域生活の構築」を求める声が最も多く、福祉サービスの満足度に関しては「どちらでもない」「やや満足している」方の割合が多くなっています。

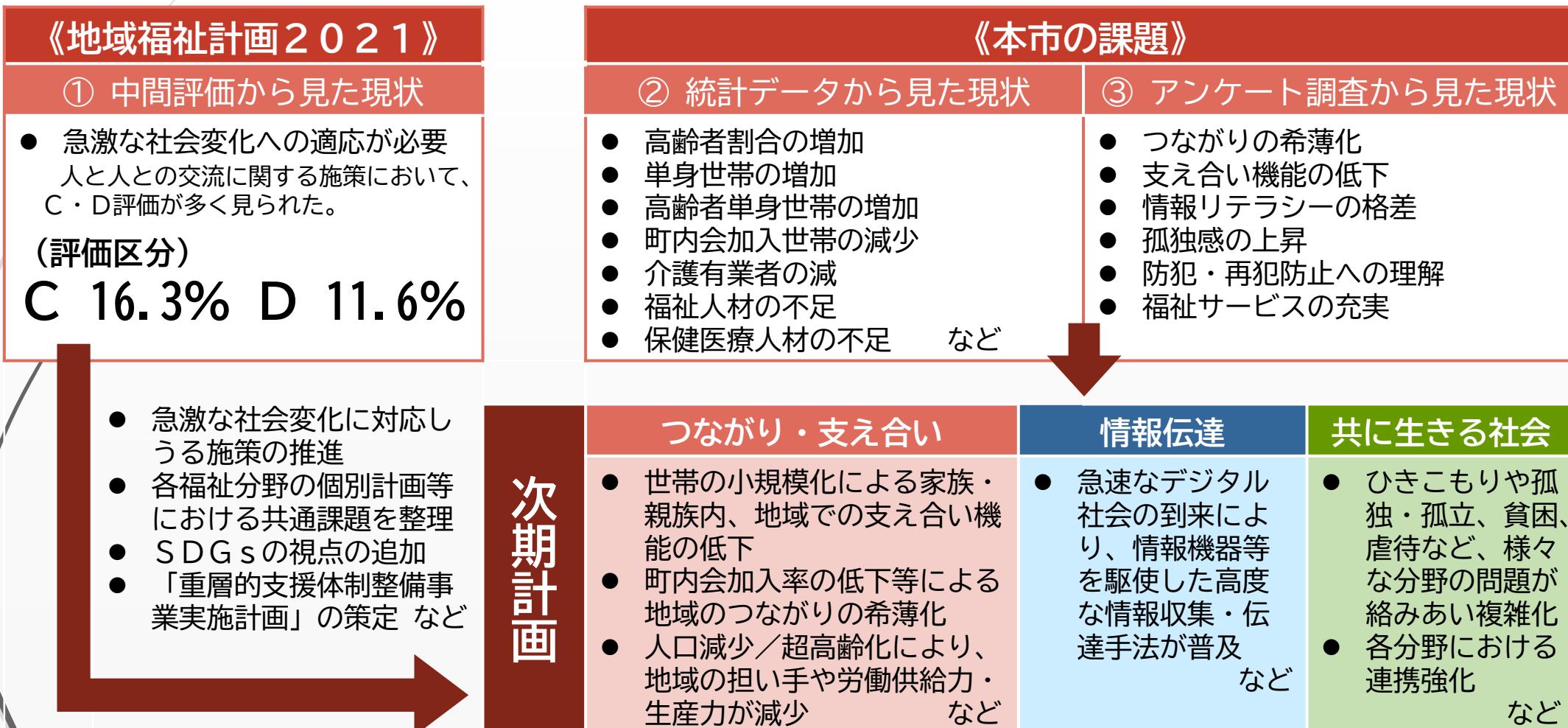
【問】本市が行う福祉サービスに満足していますか。



※注：ほとんどの世代において「健やかで安心して暮らせる地域生活の構築」を最も重視しています。

第2章 本市の現状と課題

4 現状から見える課題（まとめ）



第2章 本市の現状と課題

5

各福祉分野の個別計画における共通課題

	つながり・支え合い	情報伝達	共に生きる社会
福島市高齢者 いきいきプラン2024	<ul style="list-style-type: none">・地域での活動に参加している高齢者が減少傾向・高齢者の生きがいの場づくり・多様な職域・職種や関係団体、地域住民との連携・共創により地域で支え合う仕組みづくり・少子高齢化が進み、高齢者一人当たり現役世代人数が減少傾向・介護サービスを担う人材の確保や資質の向上	<ul style="list-style-type: none">・デジタル社会が進む中で、持続的に社会に関わっていくために年齢に関わらずＩＣＴに親しめる環境づくり	<ul style="list-style-type: none">・支援を必要とする高齢者の増加や、閉じこもりリスクのある高齢者が増加傾向・見守り・支援体制づくりを地域で主体的に実施できる支援の強化
福島市障がい者計画	<ul style="list-style-type: none">・市民が主体性を持って参加し、自分の事として取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">・情報アクセシビリティとコミュニケーション施策の充実・ＩＣＴの利活用やＩｏＴ、ＡＩ時代のスマートインクルージョンの視点	<ul style="list-style-type: none">・多様性を尊重する視点を取り入れた地域社会の形成・地域全体で課題解決に向けた関係機関の連携体制の構築等、環境整備等（包括的相談体制の整備）・災害発生時における支援体制の確保
福島市こども計画	<ul style="list-style-type: none">・地域の繋がりの希薄化、少子化の進展などにより、こども・若者が安心して過ごせる居場所を持つことが難しい・保育等に係る人材の確保	<ul style="list-style-type: none">・子育てに関する情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none">・いじめ・不登校、ヤングケアラー、児童虐待、貧困などといったこどもを取り巻く事が深刻化、複雑化してきており、相談・支援体制の強化など、こどもの最善の利益を確保する取組が必要・こどもを守る支援体制と地域ネットワークの強化
福島市自殺対策計画	<ul style="list-style-type: none">・悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要	<ul style="list-style-type: none">・地域全体の共通認識となるよう、関係機関や庁内関係課と連携による普及啓発が必要	<ul style="list-style-type: none">・自殺に追い込まれようとしている人が安心して生活が送れるよう、様々な分野の組織や人、施策の連携

第2章 本市の現状と課題

6

「福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」における主な意見

つながり・支え合い	情報伝達	共に生きる社会
<ul style="list-style-type: none">コロナ禍で閉じこもりがちになり、精神的・身体的・社会的にもつながりの希薄化が進んでいる。地域でつながりが持てず、福祉サービスにたどり着けない方が、セルフネグレクトになるなど、地域にまだまだ埋もれている。自助・共助を進める上で、全ての市民にそれぞれの立場に応じた役割があることを明らかにする視点が必要。町内会未加入世帯が多い理由の一つとして「役員が回ってくるのがいやだ」という理由があるかと思う。デジタル社会の到来により、様々な情報もインターネット等で検索すれば出てくる世の中である。その様な感覚が未加入世帯の増加につながっていると思われる。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">急速なデジタル社会の到来がある一方で「スマホ弱者」というべき高齢者なども存在する。デジタル機器の活用のみならず、それぞれにあった伝達手段が必要。情報発信しているつもりでも、情報が行き届かず、福祉サービスを受けられないまま、悶々としている方がいる。策定する計画が多くの方に伝わるべき。市民の方が計画の取り組みに参加しているような実感や地域福祉への理解を深めるための情報発信が必要。「待ちの姿勢」ではなく、こちらから積極的に周知・啓発する方法が必要。いくら良い事業を実施したとしても利用者に届いていないのでは。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">制度の隙間を埋める包括的支援の推進をお願いしたい。住民票を届け出た時点でフォローするなど「切れ目のない支援」が必要かと思う。現計画（2021）において、あまり評価が良くない事業にもっと視点を置いて、今後どう対応していくか重視した計画を策定してほしい。次期計画には、現在ある事業に合わせて目標設定するのではなく、目指すべき姿を記載する必要がある。現計画においては「新ステージ」に乗ることができたのかの評価が求められると思うが、「重層的支援体制整備事業」がまさに必要かと思う。次期計画に向けた重点的取り込み、関係各課との連携が必要。 <p>など</p>

第3章 計画の基本的な考え方

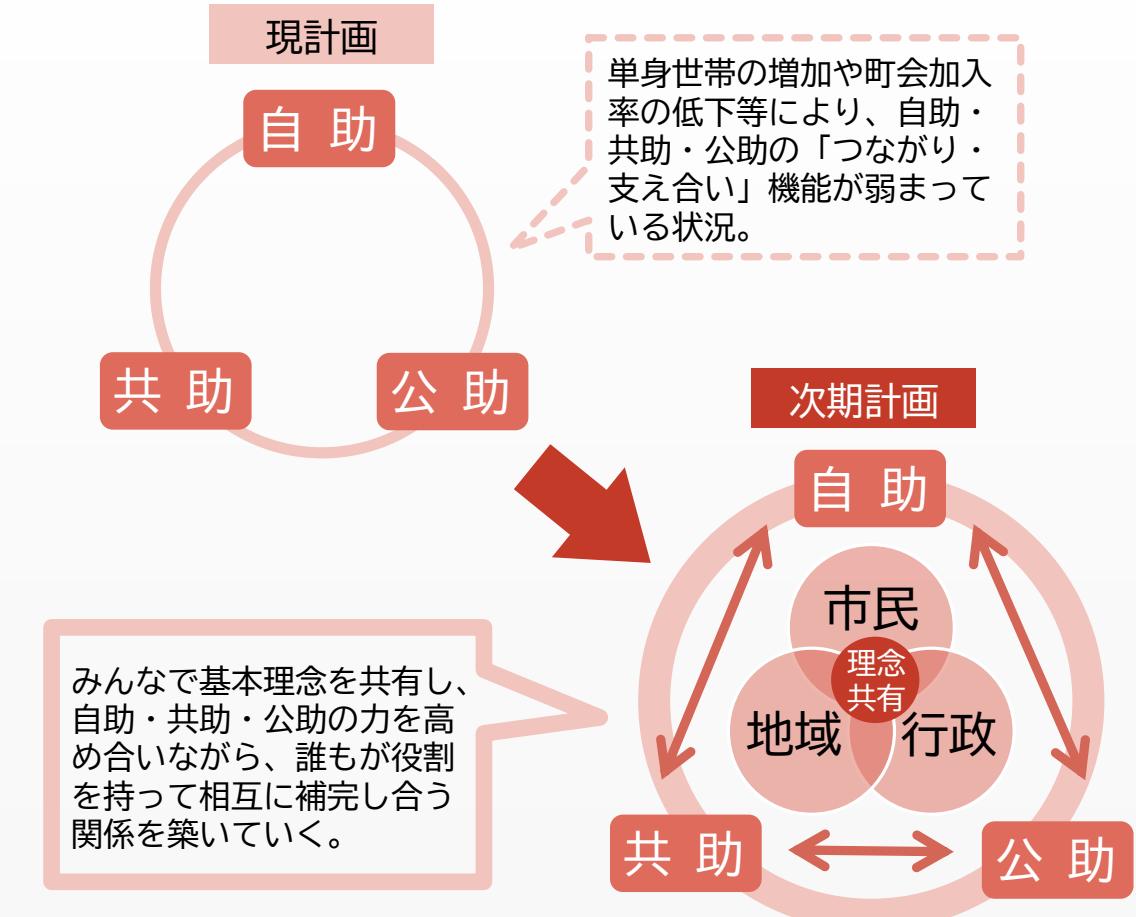
1 基本理念（目指すべき地域社会像）

つながり、支え合いの輪を広げて

誰もが活躍できる 共生社会のまち ふくしま



2 地域福祉の推進イメージ



第3章 計画の基本的な考え方

3 SDGsの考え方

「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、福祉部門の最上位計画である本計画においても、様々な地域課題解決に向けて、分野横断的に取り組んでいきます。



4 心のバリアフリー



本市では、一人ひとりが人間尊重の視点を大切に年齢や性別、障がいのある・なし、国籍などに関わらず、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。



《行動の5つのポイント》

第3章 計画の基本的な考え方

6 計画の体系



第3章 計画の基本的な考え方

7 計画の進捗管理（年次点検）

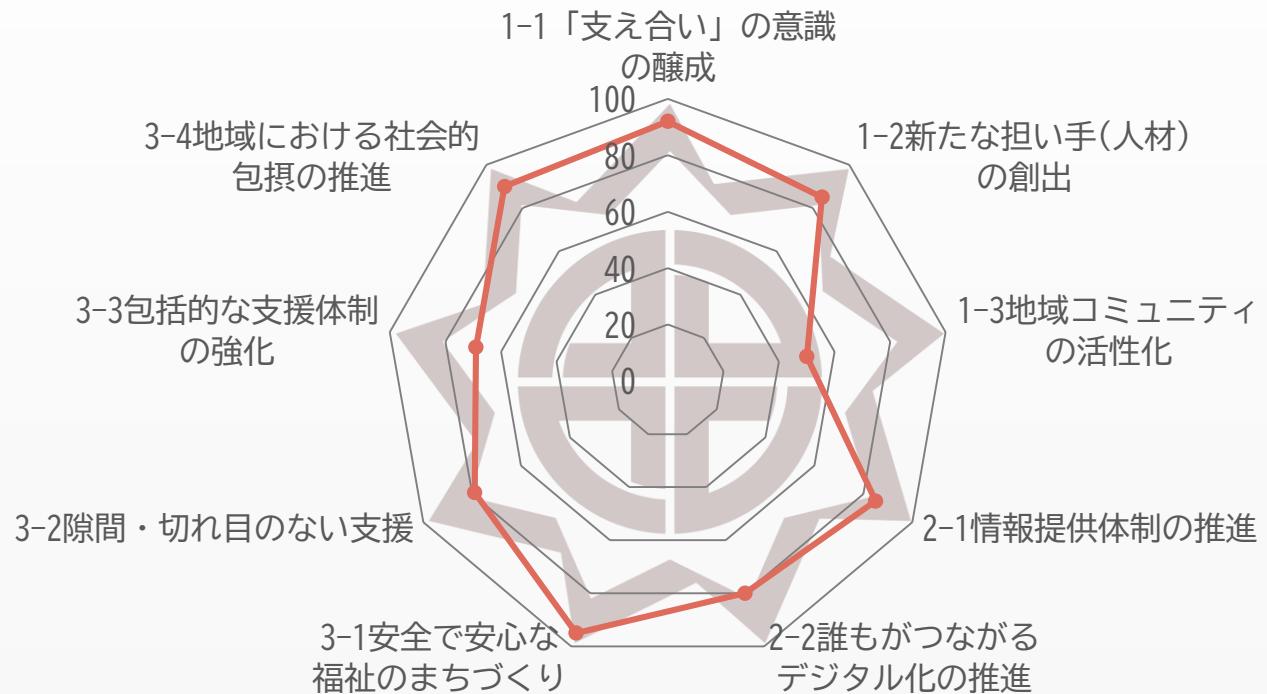
地域福祉計画における9つの基本方針に対応する各種主要事業及び取り組みについて、福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会において、進捗管理（年次点検）を行います。

評価基準としては、目標値を設定し、下記A～Dにより評価します。数値目標を設定できない事業などは、具体的な取組内容に関して精査し、評価します。

評価基準	達成率	達成度
A（達成できた）	100%	100点
B（概ね達成できた）	80%以上100%未満	75点
C（やや不十分だった）	60%以上80%未満	50点
D（不十分だった）	60%未満	25点

※まちづくりとの連動性をもたせるため、第7次福島市総合計画の策定内容によっては変更の場合があります。

本市の共生社会（目標達成度）



(上記図はイメージです)